

出展申込書

申込締切日

2021 年 11 月 30 日 (火)

■会期 2022 年 5 月 12 日 (木)、13 日 (金)、14 日 (土)

■会場 パシフィコ横浜

ジャパントラックショー事務局 宛

年 月 日

☐ 裏面記載の出展規約を厳守することを約束し、下記のとおり出展を申し込みます。

※出展規約に同意いただき出展を申し込まれる方は必ずチェックをつけてください。

ご出展企業様情報	御社名	社 印
	ご住所 〒	
	ご担当者様 部 署 役 職	
	(ふりがな) 氏 名	
	携帯電話番号 メールアドレス	
TEL FAX		

※代理店に委託される場合は下記にご記入ください。

☐ 当社は下記の代理店に委託したので届け出ます。今後事務局との対応は下記代理店にお願いいたします。

代理店企業様情報	会社名
	ご住所 〒
	ご担当者様 部 署 役 職
	(ふりがな) 氏 名 メールアドレス
	TEL FAX

出展表記 (共同出展情報なども含む)

- ジャパントラックショー Web サイト・招待状・パンフレット・ガイドブックなどに掲載希望の出展表記またはブランド名を下記に和文・英文とにもご記入ください。
- 共同出展で社名併記をご希望の場合も表記を希望される名称をご記入ください。

(ふりがな) 和文
英文

出展カテゴリ

■ 今回のご出展分野に近いものを 1 つ お選びください。(パンフレットなど出展社一覧に掲載します。)

- | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--|------------------------------------|
| ☐ トラックメーカー | ☐ 部品 | ☐ タイヤ・ホイール | ☐ IT・ソフトウェア |
| ☐ 架装 | ☐ 用品 | ☐ 整備・アフターサービス | ☐ メディア |
| ☐ レッカー | ☐ サービス | ☐ カメラ・センサー・デジタコ | ☐ 教育・その他 |

具体的な出展予定製品、スペース・小間組み合わせ希望など

■ 車両の展示予定の有無について ☐ あり 車両 サイズ () ☐ なし	
※プレスリリースや公式サイトなどへの無断借用・転記はいたしません。	

各種料金 ※税抜価格、別途消費税を頂戴します。

【申込展示スペース・出展料】

	展示エリア・仕様		小間スペース	出展単価 (A)	申込数 (B)	出展料 (A × B)
屋 内	A	展示ホール・スペース渡し	5m × 5m (25 m ²)	500,000 円	スペース	円
	B	展示ホール・基礎小間	3m × 3m (9 m ²)	320,000 円	小間	円
屋 外	C	ピロティ ・スペース渡し	5m × 10m (50 m ²)	380,000 円	スペース	円
※基礎小間の出展料には基本的なシステムパネル施工費用が含まれています。					出展料 合計	円

【各種広告料金】

	掲載エリア・仕様		サイズ	単価 (A)	申込頁 (B)	広告料 (A × B)
ガイドブック	①	表 4	A4	400,000 円	1 頁	円
	②	表 3	A4	300,000 円	1 頁	円
	③	本文 中面 / 表 3 対向	A4	200,000 円	頁	円
	④	本文 中面 見開き	A3	500,000 円	頁	円
紙 袋	⑤	当日配布用手提げ袋 (片面)	400 × 360 mm	400,000 円	面	円
					広告料合計	円

【ワークショップ】

	時間	単価 (A)	枠 数 (B)	料金 (A × B)
ワークショップ 1 枠	1 時間	50,000 円	枠	円
希望日時	●ご希望の日付にチェックならびにお時間の記載をお願いします。1 枠 1 時間です。			申込料合計

☐ 5 月 12 日 (木) : 00 ~ / ☐ 5 月 13 日 (金) : 00 ~

※ 時間が他社と重複した場合は先着順となります。

出展料 + 各種広告料金 + ワークショップ = 合計 (税抜)

円

【オプション】 ※基礎小間お申し込みの方 株式会社ムラヤマよりご請求

	小間数	料 金	申込チェック
エコブースパッケージ	1 小間	89,700 円	☐
	2 小間	144,300 円	☐
	3 小間	207,500 円	☐

※ 施工内容の確認は、別途株式会社ムラヤマよりご案内いたします。

第 1 条 目的と規約の遵守

- この出展規約はジャパントラックショー（以下、展示会とする）を主催する一般社団法人国際物流総合研究所（以下、主催者とする）と出展社に関する事項を定めるものである。
- 出展社は、出展申込および出展にあたって本規約を遵守するほか、主催者が発行する印刷物（「出展要綱」、「出展の手引き」等）に記載されたその他の展示会規約を遵守することに同意するものとする。ただし、特に運営における判断上やむを得ない事情が生じた場合、主催者は各規定を変更することができる。

第 2 条 出展物の範囲

出展物は以下の範囲とする。大型、中型、小型、軽の各種トラック、およびトレーラ、特装車、特種車、作業車等の商用車、それらに関連する機器、部品、用品、資材、物流機器、通信機器、IT、ソフトウェア、整備機器・中古車等。また、事前に主催者の承諾を得ており、本展示会の目的に合致するものと認めた製品等。

第 3 条 高さ・重量制限

展示会場設備の構造上、展示物・施工物の高さを以下のとおりとし、原則としてこれらを越える展示・装飾を禁止する。出展社は自身の行う展示準備作業に対して事故防止のための処置を講じ、主催者が危険と判断した場合、その作業を制限もしくは中止させることができる。

- | | |
|-------------------|---------------------------|
| ・基礎小間 | 展示物・施工物ともに高さ 2.7m 以内 |
| ・スペース渡し（独立小間／島小間） | 展示物・施工物ともに高さ 6m 以内 |
| ・スペース渡し（隣接小間） | 展示物は高さ 6m 以内、施工物は高さ 4m 以内 |
| ・屋外ピロティ | 展示物・施工物ともに高さ 4m 以内 |

出展物単体の重量は原則 45t 以下、1 m²あたり床面は 5t 以下とし、その他については、パシフィコ横浜展示ホール利用マニュアルに準拠するものとする。

第 4 条 搬出入について

- 出展社は、主催者が出展社説明会において配布する「出展の手引き」で指定された時間内で展示の設営と撤去作業を完了するものとする。尚、搬出入計画の都合上、展示物の大小等により別途搬出入時間を通知する場合がある。
- 前項の規定にかかわらず、出展社の設営作業時間延長の要請を主催者が認める場合は、主催者が別途定める時間外作業時間の手続き・延長料金の支払いをもって作業することができる。
- 会場の搬出入口のサイズは「出展の手引き」のとおりとし、搬出入口を通ることのできない幅 7.0m×高さ 4.5m を超える大型展示物については、屋外会場を利用するものとする。

第 5 条 出展申込方法と申込期限

- 出展社は、出展申込書に必要事項を記入登録の上、主催者に提出するものとする。出展申込書受領後、事務局より出展申込完了通知を E-mail にて連絡するものとする。この出展申込完了メール本文中の申込日に記載された期日を出展契約締結日とし、出展社は出展料およびワークショップ料金、広告料金等の支払い義務を負うものとする。（以下請求合計額）
- 申込締切日は「出展要綱」に記載されている期日を期限とする。
- 前項の規定にかかわらず、主催者は、予定小間数に達し次第、申込を締め切ることができる。
- 査証発行が必要な諸外国から出展の場合、出展の申し込みならびに招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類の作成・申請は、日本に登録された出展社の支店や出展社が委託する代理店等によって行うものとする。
- 主催者はいかなる理由があっても日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書等を出展社に対して発行しないものとする。

第 6 条 出展料について

出展申込がなされた出展料には、以下を含むものとする。

- | | |
|--|------------------------|
| ・申込展示スペース使用料
※基礎小間の場合には、基本的なシステムパネル施工費も含む | ・ブースエリアを除く会場内全体装飾 |
| ・公式ポスター、招待券、パンフレット、封筒等の印刷物の提供 | ・ブース番号板 |
| ・主催者による来場者誘致プロモーション | ・会期中の会場警備全般（搬入・搬出時含む） |
| ・事前来場登録システム | ・会期中の全体空調・照明（搬入・搬出時含む） |
| | ・ブースエリアを除く会場の清掃 |

第 7 条 共同出展

- 二社以上の出展社が同じ展示スペースを相互利用して出展する場合は、契約する出展社が代表出展社となり、残りの出展社は共同出展社となる。
- 代表出展社は、共同出展社名を出展申込時に主催者へ通知するものとする。
- 代表出展社は、共同出展社の分もあわせて請求合計額の支払いを行うものとする。
- 代表出展社は、主催者からの諸連絡、配布物を取りまとめ共同出展社に通知連絡するものとする。
- 主催者は、代表出展社および共同出展社名を出展社一覧および出展社情報に掲載するものとする。

第 8 条 小間の割当てと配置

主催者は、出展社の出展実績や申込小間面積に基づき展示小間の割当てと配置を決める権利を有し、展示効果の向上を図るために必要に応じて、小間面積の変更や再配置をする権利を有する。

第 9 条 小間の転貸等の禁止

出展社は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできない。

第 10 条 出展上の責任と賠償

- 出展準備から撤去までの全期間を通じ、出展物の保護については出展社が責任を負うものとし、天災等の不可抗力による紛失、および会場内で発生した事故等による滅失あるいは毀損について、主催者は賠償の責任を負わないものとする。
- 出展物の搬出入、施工、実演等において、事故発生防止の見地より主催者が危険と判断する場合においては、その作業方法の継続の制限、変更もしくは中止を求めることがある。

- 出展社の出展ならびにそれに付随する一切の行為によって事故が発生したときは、損害賠償その他の一切の責任は出展社に帰属することとする。

第 11 条 展示上の諸制限

- 会期中、出展社は屋内会場の展示ホール内で車両のエンジンをかけてはならない。また、高圧ガス保安法によりプロパンガス等は、屋内会場に持ち込むことを禁ずる。天然ガス自動車、LP ガス自動車、燃料電池自動車等は、事前に事務局に一報を入れるものとする。
- 出展社は、展示物について説明できる説明員を展示小間内に常駐させ、出展物の管理や来場者との対応等を行うものとする。
- 出展社は、騒々しい電気装飾を利用した展示や音響システム、展示物への過度の照明、異臭を放つ展示物の陳列等、来場者、隣接小間に対して迷惑となる行為をしてはならない。また出展社は、すべての音響システムに音量規制ができるように備えておくものとする。
- 主催者は、出展社の行為が来場者や隣接小間に対して迷惑となると判断した場合、それらの行為を規制もしくは中止させることができる。主催者が必要と認めた時は、次回以降の出展社の出展申込を断ることができる。
- 出展社は、デモンストレーション等を行う場合、自社小間内もしくは聴衆者を収容できる場所を別途用意するものとする。
- 主催者は、出展社が通路をはみ出して展示したり、隣接小間に対して障害・妨害となるような展示行為を禁止する。
- 主催者は、出展社が開催中に展示目的と違う活動を実施することを禁止する。
- 隣接小間との間仕切り、およびバックパネルについては、主催者が出展社説明会において配布する「出展の手引き」に従い出展社の費用負担で施工する。

第 12 条 出展社の常駐と夜間警備

会期中および搬出入時において、出展社は必ず自社ブース内に常駐し、自らの責において出展物の管理にあたるものとする。なお、会期中および出展物搬入後の一般的な夜間警備については、主催者委託の専門警備会社によって実施するものとし、夜間警備時間は通常午後 6 時から翌朝 10 時までとする。

第 13 条 残留物品の責任

搬出入時、会期中に出展社が自社小間内で発生した残材やゴミを、小間内、または通路等に放置した場合は、相当分の撤去処分に要した費用を申し受けるものとする。

第 14 条 展示会開催の変更または中止

- 主催者は、天災・火災、テロリズムの発生や感染症のまん延等による不可抗力や国・地方自治体による緊急事態宣言や開催自粛要請等、主催者の責に帰さない事由による会期の変更または開催中止の決定をできるものとする。
- 主催者は、開催規模・出展内容・来場者動員を予測し、上記 1. に準ずる事由等を起因として展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合には、会期の変更または開催中止の決定をできるものとする。
- 主催者は、これによって生じた出展社の損害を補償する義務を負わず、また出展社は、主催者への損害賠償請求権を放棄するものとする。
- 主催者が 1. または 2. に基づき展示会の開催中止を決定し、加えてパシフィコ横浜の臨時休館等の事由で会場の使用が不可能となり、主催者の会場費支払義務が免除された場合、下記の割合に応じて出展料の一部を主催者より出展社へ返金する。ただし、会場費支払義務が免除されなかった場合は、その会場費の実費を出展者負担の割合に加算する。
なお、主催者が中止を決定した時点で出展社が出展にかかる請求合計額の支払を行っていなかった場合は、下記の割合に応じて出展料の一部を主催者に支払うものとする。

〔中止決定通知日〕	〔返金の場合〕	〔請求の場合〕
・2022 年 1 月 1 日～2 月 11 日	出展料の 85%	出展料の 15%
・2022 年 2 月 12 日～3 月 11 日	出展料の 70%	出展料の 30%
・2022 年 3 月 12 日～4 月 11 日	出展料の 60%	出展料の 40%
・2022 年 4 月 12 日～5 月 14 日	出展料の 30%	出展料の 70%

第 15 条 出展の取り消しまたは小間の拡大縮小

- 出展社は、出展を取り消す場合または小間面積を拡大縮小する場合、書面にて主催者に通知するものとする。
- 出展申込締切日（2021 年 11 月 30 日）を過ぎての出展解約および小間種別の変更・面積の縮小については、下記の条件でキャンセル料が発生するものとし、出展社が主催者に支払うものとする。キャンセル料には消費税を加算するものとする。
・会期初日（2022 年 5 月 12 日）より起算して 90 日（2022 年 2 月 11 日）以前の場合：出展料の 50%
・会期初日（2022 年 5 月 12 日）より起算して 91 日（2022 年 2 月 12 日）以降の場合：出展料の 100%

第 16 条 支払期日とその他の費用

- 出展社は、主催者が発行する請求書を受理次第、「出展要綱」に記載された期日【2021 年 12 月 31 日】までに振込手数料を負担の上、請求合計額を指定金融機関口座に振込み、主催者に支払うものとする。
- 出展社の支払が期日までに実行されず、著しく滞ると主催者が判断する場合、主催者は出展社の出展申込を解約する権利を有する。
- 屋内・屋外会場における「スペース渡し」の出展料は、展示に必要な壁面や展示台等の基礎装飾や電気工事費は含まない。
- 屋内会場における「基礎小間」の出展料は、「出展要綱」に記載されたバックパネル、左右パネルの施工費のみを含むものとする。その他の装飾や電気工事費は含まない。
- 海外出展社においても消費税は出展社の負担となる。

第 17 条 誠実義務

本契約に定めのない事項および本契約各条項の解釈に疑義が生じた場合は、互いに信義・誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。

第 18 条 合意管轄

本規約（本出展規約）に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合、主催者の所在地または主催者の指定する地域を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとする。この場合、日本の法規に従い、また本規約を含む関連の規程は日本語のものを基準として行うものとする。